

太陽光発電設備の設置をご検討されているお客さまへ

お客さまが設置された太陽光発電設備から発生する余剰電力(自家消費した分を差し引いた余りの電気)を当社に売電することを希望される場合は、系統連系^{*}が必要なため、当社にて技術検討を行ったうえで、電力受給契約(余剰電力の売電契約)を締結させていただきます。

なお、電力受給契約の締結にあたっては、当社窓口までお申込みくださいますようお願いいたします。

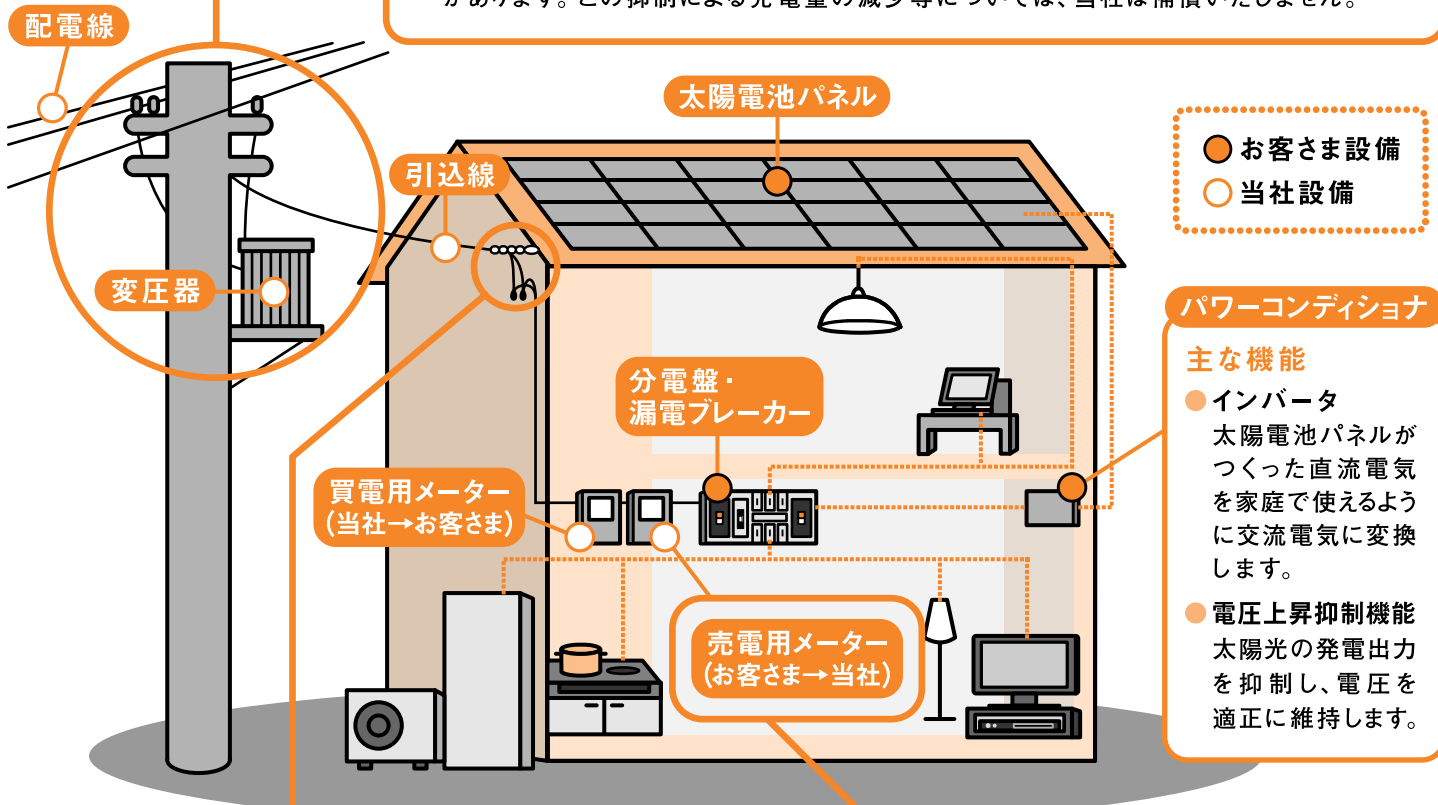
^{*}系統連系とはお客さまの発電設備を当社の電力系統(配電線)に電氣的に接続することをいいます。

例

架空引込線の場合

POINT ① 系統連系にあたり技術的な検討が必要となります。

- 当社への売電を希望される場合は、あらかじめ「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱」を承認のうえ、お申込みをしていただきます。
- 系統連系のためには、各種法令等にもとづき技術的な検討を行う必要があります。
- 検討の結果、当社設備の改修等が必要となる場合には、必要な工事費をお客さまより申し受けます。
- 太陽光発電設備には、お客さまおよび他のお客さまに影響を与えないようにするため電圧上昇抑制機能が設置されており、電力系統の状態によっては発電出力が抑制されることがあります。この抑制による売電量の減少等については、当社は補償いたしません。



POINT ② お客さまと当社との分界点

- 当社の引込線とお客さまの電気設備との接続点がお客さまと当社との財産と責任の分界点となります。分界点よりもお客さま側の設備(メーター、アンペアブレーカーを除く)につきましては、お客さまの責任において設置・維持・管理を行っていただきます。

POINT ③ 余剰電力の売電用メーター

- 余剰電力を当社に売電するために必要となるメーターは、お客さまのご負担により、当社で取り付けるものといたします。



東京電力

TEPCO

「電力受給契約」のお申込みから受給開始までの流れ

1

お申込み

- お客さまが新たに受給契約を希望される場合は、あらかじめ「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱」を承認のうえ、所定の様式によってお申込みをしていただきます。電気工事店さまとご相談のうえ、お申込みください。

【お申込みにあたり提出していただく書類】

- 電力受給契約申込書
- 系統連系のために必要となる技術協議資料
- 売電用メーターは、当社の所有とし、当社で取り付けるものといたします。また、当社はその工事費を工事着手前にお客さまから申し受けます。
- お申込みから受給開始までの所要日数(当社設備の改修等がない場合)は、1か月程度となります。
※「太陽光発電の新たな買取制度」においては、太陽光発電設備の容量や他の自家発電設備の併設状況等に応じて、買取単価が決定されます。

2

系統連系の技術検討(当社実施)

- 当社にて系統連系のための技術的な検討を行い、検討結果をお客さまにお知らせいたします。
※系統連系の技術検討は、太陽光発電設備を系統連系した場合の他のお客さまへの影響等について、当社が「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「電気設備の技術基準の解釈」、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」およびその他の法令等にもとづき行います。
※電力受給の開始または受給契約の変更等に伴い当社設備を新たに設置または変更する場合は、当社はその工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

3

受給契約の成立

- 「電力受給契約のご案内」を当社からお客さまに送付することにより、電力受給契約が成立します。

4

受給開始後

- お客さまの売電量については、毎月「太陽光発電設備からの余剰購入電力量のお知らせ(検針票)」にてお知らせいたします。
- 当社からお客さまへお支払いする電力量料金は、あらかじめご指定いただいた口座へお振込みいたします。

◆お問い合わせは…

お申込み、契約手続き等に関するお問い合わせにつきましては、お近くの当社カスタマーセンターまでお願いいたします。カスタマーセンターの連絡先等は、当社ホームページをご覧ください。

【東京電力ホームページ】 <http://www.tepco.co.jp/>

※カスタマーセンターへお電話いただきますと、音声ガイドが流れます。

「8」を選択していただきますと、オペレーターにおつなぎいたします(音声ガイドの途中でも選択していただけます)。

※受付時間 月～金曜日の9～17時(休・祝日を除く)